

姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務プロポーザル評価基準

本資料は、姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務に関するプロポーザルの提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するために、①仕様面及び②価格面の2つの観点で評価するための基準である。

1 基本的な考え方

契約候補者の選定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案書における提案等に関する評価点に事業費（受託希望金額）に関する評価点を加算する総合評価方式を採用し、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

(1) 提案等に関する評価

提案書評価表に基づき審査委員会委員が提案内容の評価し、「内容点」を与える。業務の範囲や内容は別途定める「要求水準書」による。

(2) 事業費（受託希望金額）の評価

事業費（受託希望金額）については、後に示す計算式に基づき、事業費（受託希望金額）に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

(3) 契約候補者の決定方法

(1)及び(2)で評価した「内容点」及び「価格点」の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。

2 契約候補者選定の手順

評価の手順は、下記のとおりとする。

(1) 書類審査

ア 各提案者の提案書等による書類審査を実施し、提案内容及び事業費（受託希望金額）を評価して契約候補者を決定する。

イ 書類審査の実施に当たり、提案書等及び提案書評価書を審査委員会委員に配付し、評価を行う。ただし、一部項目は(2)ヒアリングにて評価を行う。

ウ 審査委員会委員は提案者の提案書に対する内容点を、配付された提案書評価表に記入する。

エ 事業費（受託希望金額）については、後に示す計算式に基づき、「価格点」を与える。

オ 「内容点（170点満点）」と「価格点（30点満点）」を合算し、最高得点の者を契約候補者とする。

カ 提案者から提出された見積について、令和7年度の金額が募集要項第1項第4号アを、令和7年度から12年度の各年度のコличествоが募集要項第1項第4号イを超えている場合は、失格とする。

(2) ヒアリング

ア 各提案者は、提案書等による提案内容の一部について、実際の製品を用いたヒアリングにより提案を行う。

イ ヒアリングにより提案を行う項目は、提案項目「3-1 システムの機能」とする。

ウ 各提案者は、別紙ヒアリング手順書に従い、製品を実際に用いた場合のデモンストラーションを行う。

エ 審査委員会委員は、提案書等とヒアリングの内容をもとに評価を行う。

(3) 契約候補者の決定に当たっての考慮事項

合計点数の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 提案者それぞれの内容点、価格点が異なる場合

内容点が最も高い者を契約候補者とする。

イ 提案者それぞれの内容点、事業費（受託希望金額）が同じ場合

くじにより、契約候補者を決定するものとする。

3 内容点の算出方法

(1) 配点の考え方

各評価項目を重要度に応じて、「姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務プロポーザル提案書評価書」のとおり点数を配分する。

審査委員会委員は、各項目で「(2)内容点の考え方」に従い採点・得点化を行う。

(2) 内容点の考え方

評価項目単位の採点はA～Dまでの4段階評価とする。

採点基準と得点化方法は〔表1〕のとおりとする。

〔表1〕採点基準

評価	採点基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.25

4 価格点の算出方法

(1) 評価方法の種類

価格評価は下記ア・イの合計額を評価対象とする。（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

ア 初期導入経費

イ システム運用保守経費（令和7年10月1日～令和12年9月30日）

(2) 価格点の算出手順

価格点は、提案書と併せて提出される見積書に基づき、以下の手順で算出する。

(3) 価格点の算定式

$$\text{価格点} = 30 \text{点} \times \left(1 - \frac{\text{事業費（受託希望金額）}}{\text{提案上限金額合計}} \right)$$

※ただし、事業費（受託希望金額）が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

(4) 提案上限金額（すべて消費税及び地方消費税相当額を除く。）

ア 初期導入経費 10,000,000円

イ システム運用保守経費

（令和7年10月～令和12年9月） 39,960,000円

合 計 49,960,000円

※ イは令和7年10月～令和12年9月の合計金額とし、月額666,000円を超えないものとする。

姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務プロポーザル提案書評価書

提案項目	評価方法	配点
1 概要		
1-1 概要	本業務の目的を踏まえた基本的な考え方やアピールポイント、システム全般の方針等が記載されており、それが本市の介護保険事業に資するものか。	5
2 システム方式とセキュリティ		
2-1 システム方式	システムの方式や動作環境、ソフトウェアやタブレット端末の説明等について。	40
	① システムの方式や動作環境、ソフトウェアやタブレット端末について、利便性が高く、本市の運用に適したものであるか。	15
	② システムの方式や動作環境、ソフトウェアやタブレット端末について、セキュリティ対策上より適したものであるか。	20
	③ その他、システム方式に関することで、本業務の特性を踏まえた機能や提案があるか。	5
2-2 セキュリティ	ユーザーによるアクセス制限、アクセスログの記録、通信及びファイルの暗号化等に関する対策等について。	25
	① 高度な暗号化等の技術的措置が講じられており、より十分なものであるか。	10
	② 任意に設定した期限の到来とともにファイルを自動削除できる機能や遠隔によるファイルの削除機能等、端末紛失や外部からの脅威に備えたセキュリティ対策機能がより十分なものであるか。	15
3 システムの機能		
3-1 システムの機能	ユーザー認証・管理機能、認定調査票作成機能、管理者権限における機能、認定調査票の出力機能、介護保険システムとの連携に係る機能等について。なお、実際の操作の様子をヒアリングにおいて示すこととする。	75
	① ユーザー認証およびその管理機能について、セキュリティ上十分なものであり、かつ利用者の利便性が高いものであるか。	10
	② 認定調査票作成機能について、設定した定型文の活用等、利用者が理解しやすい容易な操作で十分かつ円滑に調査票の作成を行うことが可能であるか。 また、実際の認定調査時に調査対象者や調査立会者から聞き取った内容を即座に記録するためのメモ機能が十分でかつ利便性が高いものであるか。	20

	③ 管理者権限における機能について、円滑に調査対象者を割り当てることができ、検索機能が充実しており、スケジュールの設定が容易であり、かつ管理者の利便性が高いものであるか。	15
	④ 認定調査票の出力機能について、OCR 差込印刷による帳票出力が容易な操作で実現でき、複数の調査対象者の調査票を出力する運用に適したものであるか。 また法改正等により OCR 差込印刷の様式変更する場合、より少ない業務負担および金銭的負担で達成することが可能か。	10
	⑤ 介護保険システムとの連携に係る機能について、介護保険システムと連携することが容易な操作で実現できるか。 また法改正等により連携要件の変更がある場合、より少ない業務負担および金銭的負担で達成することが可能か。	10
	⑥ 介護認定調査支援システム内に保持する情報を任意の条件で CSV 形式のファイルにて出力する機能について、十分でかつ利便性の高いものであるか。	5
	⑦ その他、システムの機能（利用者機能）に関することで、本業務の特性を踏まえた機能や提案があるか。	5
4 支援体制について		
4-1 保守・運用支援	問い合わせ窓口の体制や対応方法、導入時の作業におけるサポート体制、バックアップ体制やバージョンアップ時の対応等への配慮は十分であるか。	10
4-2 操作研修	導入時及びフォローアップのための操作研修における研修実施体制や研修方法等は十分であるか。	5
5 導入計画について		
5-1 導入計画	システムを導入し、稼働テスト及び本稼働を行うまでの作業日程は現実的・具体的であるか。	5
6 その他		
6-1 その他	1～5の項目以外で、アピールする点等の記載があり、本市の介護保険事業に資するものであるか。	5
合計		170